

日医発第 960 号 (年税 37)

平成 22 年 2 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥人

景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策について

中小企業庁が平成 20 年 10 月 31 日から実施してきた「緊急保証」制度は、これまで医療機関はその対象業種とされていなかったため、本会は、最近の厳しい金融情勢を受けて、医療機関についてもこの対象業種にするよう、民主党、経済産業省、厚生労働省をはじめ関係各方面に対し、要望書を提出する等の働きかけを行ってまいりました。

この度、その要望が実を結び、平成 22 年 2 月 15 日より、「景気対応緊急保証」として原則全業種（医療業、社会保険・社会福祉・介護事業などを含む）を対象とする利用が開始されることとなりました。

つきましては、経済産業省より、別添の通り、景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策について、報道発表がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は、中小企業庁のホームページ（トップページ > 金融サポート > 景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策（平成 22 年 2 月 5 日）、  
<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2010/100205KeikiSupport.htm>）より、ご覧いただけます。

〔別添資料〕

- 景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策  
(平成 22 年 2 月 5 日 中小企業庁)
- 景気対応緊急保証制度  
(平成 22 年 2 月 5 日 中小企業庁)
- 景気対応緊急保証の指定業種について  
(平成 22 年 2 月 5 日 中小企業庁)

平成22年2月5日



## 景気対応緊急保証の創設等の中小企業資金繰り対策

1月28日の平成21年度2次補正予算の成立を受け、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において決定された「景気対応緊急保証」の創設等の中小企業資金繰り対策を実施します。

「景気対応緊急保証」を2月15日より開始します。本制度は、

- ・一部例外業種を除く原則全業種の方々がご利用できます。
- ・対象業種の指定基準・利用企業の認定基準を改め、使い勝手を改善しました。
- ・平成22年度末までご利用できます。

また、セーフティネット貸付を延長・拡充します。

- ・雇用の維持・拡充に取り組む企業への金利引下げ幅拡充等の措置を実施します。
- ・平成22年度末までご利用できます。

また、全国約900カ所に緊急相談窓口（参考）を設置しております。

注. 「景気対応緊急保証」では、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円（借り手の状況によっては、8,000万円を超える無担保保証にも対応）、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができます。

（参考）主な緊急相談窓口の連絡先

経済産業局 <http://www.meti.go.jp/intro/data/a240001j.html>

信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

日本商工会議所 <http://www.jcci.or.jp/>

株式会社日本政策金融公庫 <http://www.jfc.go.jp/>

株式会社商工組合中央金庫 <http://www.shokochukin.co.jp/>

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁事業環境部金融課長 多田 明弘

担当者：岡田、佐藤

電話：03-3501-2876（内線：5271）

# 景気対応緊急保証制度

## ■ 概要

- 対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定(業種分類を大括り)
- 期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- 緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加(36兆円)

## ■ 対象

- 指定業種に属し、売上減少(前年比▲3%)(※)などについて市区町村長の認定  
(※)企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少(▲3%)基準を導入

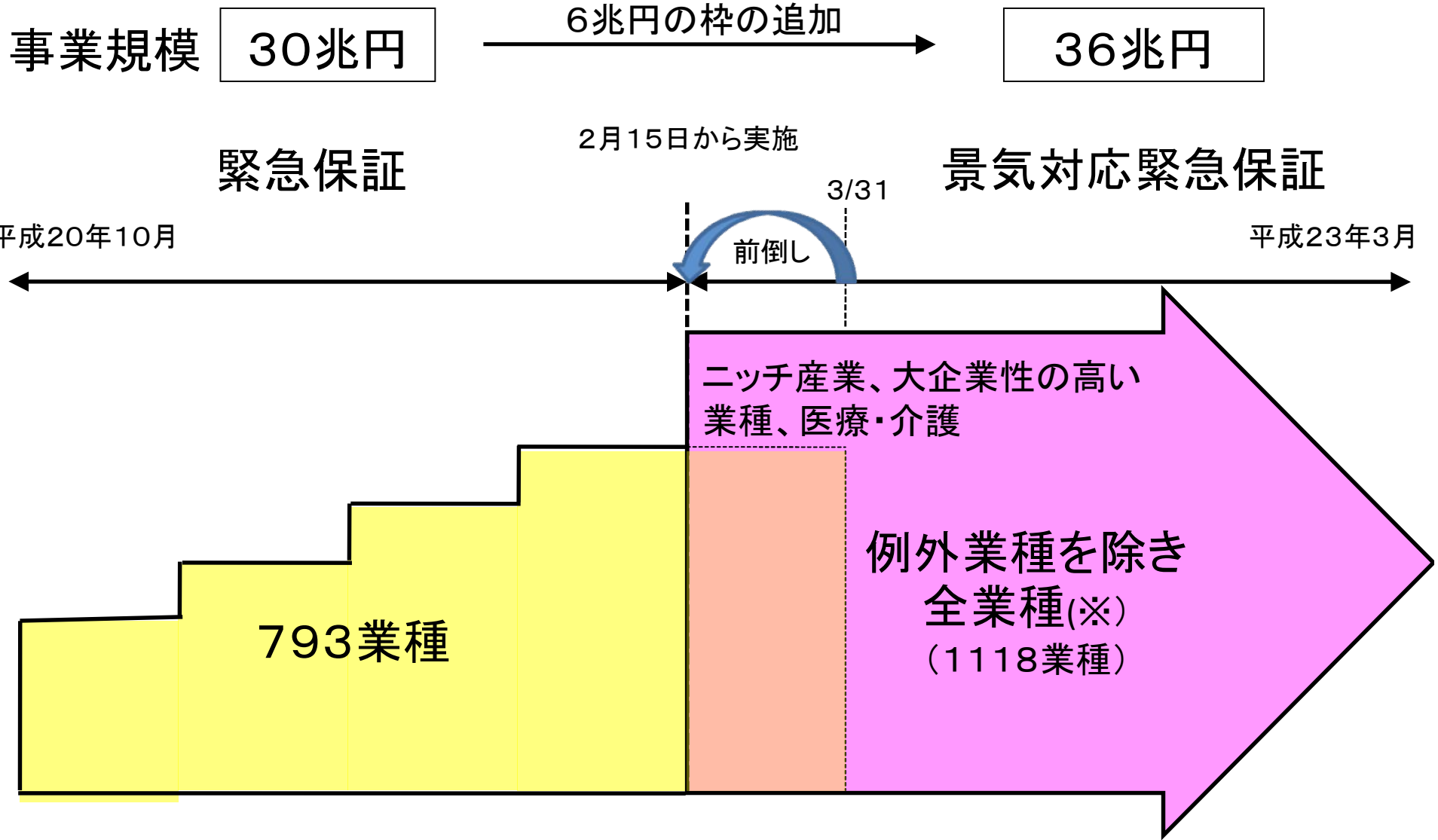
## ■ 内容

- 保証限度額8,000万円(無担保)、2億円(有担保)  
※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- 信用保証協会の100%保証(責任共有制度の対象外)
- 保証期間は10年以内(据置期間は2年以内)
- 保証料率は0.8%以下

## ■ 保証・融資審査について

- 金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。  
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- 100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

# 景気対応緊急保証の創設



(※) 農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等を除き、原則として全ての業種を対象

〈原則として、全業種の中小企業が利用可能な、使い勝手を高めた保証〉

## ○業種指定

→現行の一般保証でも対象としていない例外業種(※1)を除き、全業種を対象(これにより平成10年の特別保証と同じ「間口(※2)」を確保)

(※1)農林水産業、金融・保険業、公務(公的機関)、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等

(※2)現行の緊急保証の対象業種793から対象範囲が1118業種に拡大

→業種の指定に用いる「分類」を大括り化(細分類(1269)から中分類(97(※))へ)

(※)うち、今回82分類を指定

## ○企業認定

→業種指定分類の大括り化により、市区町村での企業認定手続きを簡易にし、スピードを速める

→売上比較を前年比減少基準に加え、2年前基準を追加(業況低迷の長期化を考慮)

○保証によるリスク低減に応じた金利引き下げ要請(中小企業の負担を軽減)

# 景気対応緊急保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓乐的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）



75	84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号及び第3号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
76	85	廃棄物処理業
77	86	自動車整備業
78	87	機械等修理業（別掲を除く。）
79	88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
80	89	広告業
81	90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
82	93	その他のサービス業